

令和6年12月愛荘町議会定例会

議案説明資料

令和6年11月22日

(内容)

議案第66号 愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例

制定理由／要旨… 1頁

議案第67号 愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例

改正理由／要旨… 2頁

新旧対照表 … 3頁

愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を制定する理由

近年、激甚化・多様化・大規模化している災害に対して、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）が平成２５年の一部改正により、避難行動要支援者名簿の規定が創設され、さらなる災害予防・防災について強化が図られた。このことから、庁内関係課から各種情報提供を受け名簿の作成・管理・更新を行い、災害発生時には防災資料として提出している。平常時からの情報提供により災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため、本条例を制定する。

根拠法令等

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）

愛荘町避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例を制定する要旨

- 第１条 目的
- 第２条 定義
- 第３条 名簿情報の提供
- 第４条 名簿情報に係る管理状況の報告等
- 第５条 名簿情報の漏えいの防止のための措置
- 第６条 利用および提供の制限
- 第７条 守秘義務
- 第８条 委任

施行期日

令和７年４月１日から施行する。

愛荘町職員定数条例の一部を改正する理由

地方公務員法の一部改正に伴い、令和 5 年度から段階的に定年退職の年齢が引き上げられていることから、この間、定年によって退職する職員が 2 年間隔で生じますが、退職者を補充するための新規採用を行うだけでは、年齢構成の偏りや事務の継続性の確保に影響が生じることが懸念されます。

また、職員定数の見直しを行ったのが平成 28 年であり、それ以降、国スポ・障スポをはじめ、各課で増加する業務量に対して、職員不足が続いており、5 つの課において政策監が課長を兼務している状況となっています。

これらのことから、毎年度、継続した新規採用を行うために、愛荘町職員定数条例を改正するものです。

愛荘町職員定数条例の一部を改正する条例の要旨

○定数の見直し・・・24 名の増加

定年退職が 65 歳になる令和 14 年まで、毎年度、新規採用を行った場合、職員数が 19 名増加することや、行政需要が多様化・複雑化する中、職員一人が担当する業務が年々増加していること、5 つの課において課長が兼務となっていることに対応するため、次のとおり定数を改めます。

議会事務局	2 人	→	2 人	増減なし
町長部局	144 人	→	163 人	19 名の増
教育委員会部局	50 人	→	55 人	5 名の増
合計	196 人	→	220 人	24 名の増

施行期日

公布の日

愛荘町職員定数条例(平成18年愛荘町条例第29号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 町長の事務部局の職員 <u>144人</u> (3)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局の職員および教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>50人</u> (8) 総計 <u>196人</u>	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 町長の事務部局の職員 <u>163人</u> (3)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局の職員および教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>55人</u> (8) 総計 <u>220人</u>